

計画事業に係る事後評価記載様式(2年度目)(案)

総合評価

地域の主体的な取り組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、利用料金の適切な設定等を含めた財源の検討等、当該事業を本格実施する環境整備に向けて必要な検討を行った。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、市内に存在する公共交通空白地帯の解消、高齢者等の交通弱者の利便性向上、社会参加促進、及び中心市街地、公共施設へのアクセスの向上等を目的としたコミュニティバスの実証運行を事業として位置づけている。主要駅となる天理駅を起終点として市南西部に平成21年1月13日から運行を開始し、3月末までの間1,686人が利用し、4月初めから12月末までの間5,483人(延べ7,169人)が利用した。現在、コミュニティバス実証運行の継続中である。

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

総合連携計画の公共交通活性化の数値目標として、市内における公共交通空白地帯の解消割合(空白地帯の全町人口に対する解消した町人口の割合)を第1期(3年)までに3割と設定しているが、計画のとおり、現在運行している地域で、ほぼ3割の解消ができたことになる。コミュニティバスの実証運行については、乗降調査により利用者数を把握し、一月あたりの平均利用者数の推移により、事業評価を行った。

また、実際の利用者からサービスの満足度にかかる7項目等の聞き取り調査を実施し、利用者側の評価を把握した。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

コミュニティバスの実証運行について、利用状況によると、60歳以上の利用者が利用者全体の85%で、天理駅での利用者が利用者全体の25%、市立病院での利用者が利用者全体の13%、商業施設での利用者が利用者全体の10%となっており、日中時間帯における高齢者等の交通弱者の病院及び買い物需要への対応を通じて、住民の市内移動ニーズを的確に把握するために適切な事業であると判断される。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

コミュニティバスの実証運行について、利用者数の予想を当初一便当たり平均5人と試算していたものであるが、平成21年12月末までの利用状況(実績)によると、一便当たり平均約6人となっており、当初予想を上回るまずまずの利用者数となっている。また、実際の利用者に対し、聞き取り調査を実施し、利用者側からの評価、及び意見・要望並びに市民からの意見・要望を把握し、問題点があるか検証したものであり、本格運行に向けて運行を継続させる仕組みが確立されつつある。

なお、収支率について、運行当初から運賃を大人100円(ワンコイン制)と設定し、利用しやすさを重きにおいて事業実施しているものであり、到底収支的に採算の取れるものではないため、収支率向上の検討は頭に入れていない。

実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

コミュニティバスの実証運行について、一便当たり平均約6人となっており、まずまずの利用者が見込めている。また、利用者層(年齢・職業)及び利用目的等から判断して、高齢者等の交通弱者の利便性の向上、社会参加促進などが図られているものと思われることから、事業計画の目的に合っているものである。さらに、聞き取り調査の結果から、利用者からの継続運行を望む切実な声を把握しており、翌年度も同じ事業を実施する適切な理由となっている。

2 事業の実施環境

当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

コミュニティバスの実証運行事業の実施にあたっては、総合事業(計画事業)の国費のほか、天理市からの財政支出によるということの関係者の合意が形成されており、天理市の平成22年3月議会に平成22年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

自治会等でコミュニティバスの積極的な利用を呼びかけている。運行ルート周辺の自治会では、ポケット時刻表を配布し利用促進、啓発を図っている。

当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

総合事業(計画事業)によるコミュニティバスの実証運行の終了後に、天理市が自主運行バスを本格的に運行できるようにするためには、天理市自体の確たる財源確保に加え、市内の企業・商店等からの広告料収入を当てる方法の検討を行った。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の規約が平成19年度第1回法定協議会で決定され、制定されている。法定協議会の審議事項は、連携計画の策定及び変更、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、その他法定協議会の目的を達成するために必要な事項と規定されており、審議する体制は整っている。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

法定協議会の構成員には、天理市区長連合会長や長寿会連合会長等が参画しており、住民ニーズや意見が反映される仕組みになっている。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成19年度第1回法定協議会においては、審議事項を含む協議会の規約が制定され、それ以降の法定協議会においては連携計画の策定、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果が報告・審議されたほか、平成21年度第1回法定協議会においては計画事業に係る自己評価報告案が報告・審議されており、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の規約において議事の傍聴は、原則可能(公開)であること、議事録はインターネットのHPにおいて会議開催後速やかに公表されており、法定協議会の議事が開示されている。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び自己評価報告案が報告・審議され、コミュニティバスの実証運行については高齢者等の交通弱者の足の確保が重要であり、来年度も同様の実証運行を実施することについて、合意形成が行われた一方、総合事業の実施について、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。